

グリーン投資減税の創設とエネ革税制の延長

平成23年6月30日に公布・施行された「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、グリーン投資減税が創設されました。なお、当初、このグリーン投資減税の創設により廃止されることになっていた、現行のエネルギー需給構造改革推進投資促進税制（いわゆるエネ革税制）については平成24年3月31日まで延長されており、平成24年3月31日までは両制度が併存する形になっています。

1. グリーン投資減税（新設）

(1) 制度創設の背景

新設されるグリーン投資減税は、平成22年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえたものです。最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資を税制面から重点的に支援することで、エネルギーの安定供給の確保と低炭素成長社会の実現を目指しています。

■ エネルギー基本計画

エネルギー政策の推進にあたり、「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分考慮した上での「市場原理の活用」を基本方針とすること等を内容として、平成14年6月に国が制定したものです。その後3年ごとに検討が加えられ、平成22年6月に第二次改定が実施されました。

第二次改定では、「我が国の資源エネルギーの安定供給に係る内外の制約の一層の深刻化」、「地球温暖化問題の解決に向け、エネルギー政策に関するより強力かつ包括的な対応への内外からの要請の高まり」及び「エネルギー・環境分野に対し、経済成長の牽引役としての役割が強く求められるようになったこと」が重視されています。

■ 新成長戦略

「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の一体的実現に主眼を置いた戦略で、経済社会が抱える課題の解決を新たな需要や雇用創出のきっかけとし、それを成長につなげようとする民主党新政権の政策です。

「新成長戦略」では「グリーン・イノベーション」が成長分野の一つに掲げられており、平成42年における温室効果ガスの削減目標を掲げた地球温暖化対策も含まれています。運輸部門や生活関連部門、原子力や再生可能エネルギー産業を含むエネルギー部門、さらにはまちづくりの分野で、新技術の開発や新事業の展開が期待される分野が数多く存在するとして、これらの分野の需要獲得を目指しています。

(2) 制度の内容

青色申告書を提出する法人が平成23年6月30日から平成26年3月31日までの間に、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、これを1年以内に国内にある事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却ができることとなりました。

また、中小企業者等については、設備等の取得価額の7%の税額控除との選択適用をすることができます。ただし、税額控除額は当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越が可能です（所得税についても同様の取扱）。

なお、この選択適用ができることとされた取得価額の7%の法人税の税額控除は、中小企業者等の法人住民税にも適用されます。

(3) 対象設備

太陽光発電設備やバイオマス利用設備といった新エネルギーを利用した設備、電気自動車やハイブリッド建機といった二酸化炭素の排出を抑制する設備などが対象です。

対象設備の詳細については、下記URLでご確認下さい（経済産業省資源エネルギー庁）。

<http://www.enecho.meti.go.jp/greensetsubi.pdf>

(4) 適用期間

平成23年6月30日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度から適用開始となります。

2. 現行のエネ革税制（延長）

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（エネ革税制）は、青色申告書を提出する法人が平成4年4月1日から平成24年3月31日までの期間内に新品のエネルギー需給構造改革推進設備等を取得等して、その取得等した日から1年以内に国内にあるその法人の営む事業の用に供した場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却又は税額控除が認められるという制度です（税額控除は中小企業者等のみ）。

平成23年度税制改正大綱では廃止される予定でしたが、平成24年3月31日まで延長されています。

3. 実務上の留意点

グリーン投資減税とエネ革税制の両方の対象となっている設備を取得した事業者は、その設備についていずれかの制度を選択して適用することができます（重複しての適用はできません）。

両制度の大きな違いは、エネ革税制が即時償却が認められるのに対し、グリーン投資減税は30%の特別償却または法人税額（所得税額）の7%特別控除（中小法人のみ）となっている点です。そのため、対象設備の取得等を、エネ革税制を適用して即時償却できる今年度中に前倒しで行うことを検討する企業もあるかと思います。ただし、両制度の対象設備は大部分は同じですが、一部異なる部分がありますので、適用の際には十分に注意して下さい。